

7. 学籍異動

入学すると学籍が生じ、正課又は課外活動は、すべて本学の学生という身分に基づいて行われます。そして卒業と同時にその身分は消えます。入学と卒業以外の学籍異動には、次のようなものがあります。

(1) 休学

病気・負傷、その他のやむを得ない事由のため3か月以上通学できない場合には、学則第 32 条により必要書類を添付して保証人連署のうえ休学願を提出し、許可を受けなければなりません。許可については追って通知されます。

休学期間は休学の許可を受けた年度限りとし、その後引き続き休学するときには、改めて休学期間延長願（再延長は不可）を提出しなければなりません。なお、休学期間は在学年限に算入されません。

(2) 復学

休学期間中においてその事由が消滅したときには、学則第 33 条により復学願を提出し許可を受けなければなりません。なお、復学照会は2月上旬に行いますが、復学あるいは休学期間延長（再延長は不可）などの手続きをとらなければなりません。復学の時期は学期始めとします。

(3) 退学

病気その他の事由により退学しようとするときには、学則第 31 条により保証人連署のうえ退学願を提出し許可を受けなければなりません。退学の許可については追って通知されます。

(4) 除籍

次のいずれかに該当するときには、除籍となります。

- ① 在学8年を超えてもなお所定の課程を卒えないとき
- ② 休学の期間が通算して4年を超えたとき
- ③ 学費の納付を怠り督促してもなお納付しないとき
- ④ 長期間にわたり行方不明のとき

〈注〉(1)～(3)までは、事前にクラス担任もしくは研究室担任と相談してください。

それぞれの用紙は、本学所定のものがありますから、教務課で用紙を受けとり必要事項を記入のうえ、その他の必要書類を添付してクラス担任もしくは研究室担任へ提出してください。

※ 再入学

退学又は除籍となった者は、再入学を出願することができます。ただし、条件がありますので再入学規程を参照してください。